

新潟県条例第12号

新潟県環境影響評価条例の一部を改正する条例

新潟県環境影響評価条例（平成11年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(方法書の送付)</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、規則で定めるところにより、<u>方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、前条に規定する地域内において、<u>方法書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(説明会の開催等)</p> <p>第7条の2 <u>事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。</u></p> <p><u>2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、規則で定めるところにより、その開催を予定する日時、場所その他規則で定める事項を、その開催を予定する日の1週間前までに公告するとともに、知事及び第6条に規定する市町村長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 事業者は、方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、知事及び第6条に規定する市町村長に対し、その状況を記載した書類を送付しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(方法書の送付)</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、規則で定めるところにより、方法書を送付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、前条に規定する地域内において、<u>方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</u></p>

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 (略)

(準備書等の送付)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、規則で定めるところにより、準備書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 (略)

(準備書等の送付)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、規則で定めるところにより、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第16条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、規則で定めるところにより、その開催を予定する日時、場所その他規則で定める事項を、その開催を予定す

第2項及び第3項中「第6条に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第16条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第16条第1項及び第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(評価書についての公告及び縦覧)

第23条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(事業者の協力)

第33条 第32条第1項に規定する対象事業に係る事業者は、当該都市計画決定権者の求めに応じて、同項、同条第2項、第32条の2及び規則に規定する環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われるための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力をしなければならない。

(法の対象事業に係る手続)

第34条 知事は、法第3条の7第1項の意見を述べようとするときは、新潟県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

る日の1週間前までに公告するとともに、知事及び関係市町村長に通知しなければならない。

3 事業者は、説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長に対し、その状況を記載した書類を送付しなければならない。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、その旨を速やかに知事に届け出るとともに、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 事業者は、前項後段の規定により準備書の記載事項の周知のための措置を講じた場合には、規則で定めるところにより、その措置の内容を知事に報告しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(評価書についての公告及び縦覧)

第23条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(事業者の協力)

第33条 第32条第1項に規定する対象事業に係る事業者は、当該都市計画決定権者の求めに応じて、同項、同条第2項、第32条の2及び規則に規定する環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われるための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力をしなければならない。

(法の対象事業に係る手続)

第34条 第10条第4項及び第5項、第19条、第20条第4項及び第5項、第9章、第37条（第1項第2号及び第3号を除く。）、第39条並びに第40条の規定は、法第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条 第4項	第1項	法第10条第1項
第10条 第5項	第1項	法第10条第1項
	第6条	法第9条
第19条 第1項	事業者	第34条（表以外の部分に限る。）の法対象事業（以下「法対象事業」という。）を実施する者（委託に係る法対象事業にあっては、その委託をする者。以下「法対象事業者」という。）
	第17条第1項	法第18条第1項
	準備書	法第14条第1項の準備書
第19条 第2項	関係市町村長	法第15条の関係市町村長
第20条 第4項	第1項	法第20条第1項
第20条 第5項	第1項	法第20条第1項
	関係市町村長	法第15条の関係市町村長
第30条 第1項	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
第30条 第2項	関係市町村長	法第15条の関係市町村長
第31条 第1項	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
	評価書に記載された事後調査の計画に基づき	法第21条第2項の評価書（法第25条第2項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書）に法第14条第1項第7号ハに掲げる事項が記載されている場合にあっては、その内容に従い
	事後調査	当該法対象事業に係る法第2条第1項の環境影響を把握するための調査
第31条 第2項	事業者	法対象事業者
	事後調査	調査
	事後調査報告書（以下「報告書」という。）	調査報告書
第31条	事業者	法対象事業者

第3項	報告書を作成した	第34条において準用する前項の調査報告書（以下「調査報告書」という。）を作成した
	関係市町村長	法第15条の関係市町村長
	報告書を送付しなければ	調査報告書を送付しなければ
第31条第4項	報告書	調査報告書
第31条第5項	報告書	調査報告書
	事業者	法対象事業者
第31条第6項及び第37条第1項	事業者	法対象事業者
第37条第1項第1号	この条例	第34条において準用する第30条又は第31条
	環境影響評価、事後調査	第34条において準用する第31条第1項の調査
第37条第1項第4号	報告書	調査報告書
第37条第1項第5号	第31条第5項	第34条において準用する第31条第5項
第37条第1項第6号	第39条	第34条において準用する第39条
第37条第1項第7号	第40条第1項	第34条において準用する第40条第1項
第37条第2項及び第3項	事業者	法対象事業者
第39条	事業者等	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
	環境影響評価、事後調査	第34条において準用する第31条第1項の調査
第40条第1項	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
	環境影響評価、事後調査	第34条において準用する第31条第1項の調査

2 第10条第4項及び第5項、第19条、第20条第4項及び第5項、第9章、第37条（第1項第2号及

び第3号を除く。)、第39条並びに第40条の規定は、
 法第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対
 象事業」という。）について準用する。この場合
 において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄
 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字
 句に読み替えるものとする。

第10条 第4項	第1項	法第10条第1項及び第5 項
第10条 第5項	第1項	法第10条第1項及び第5 項
	第6条	法第9条
第19条 第1項	事業者	第34条第2項（表以外の 部分に限る。）の法対象事 業（以下「法対象事業」 という。）を実施する者 （委託に係る法対象事業 にあつては、その委託を する者。以下「法対象事 業者」という。）
	第17条第1 項	法第18条第1項
	準備書	法第14条第1項の準備書
第19条 第2項	関係市町村 長	法第15条の関係市町村長
第20条 第4項	第1項	法第20条第1項及び第5 項
第20条 第5項	第1項	法第20条第1項及び第5 項
	関係市町村 長	法第15条の関係市町村長
第30条 第1項	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
第30条 第2項	関係市町村 長	法第15条の関係市町村長
第31条 第1項	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
	評価書に記載された事 後調査の計 画に基づき	法第21条第2項の評価書 （法第25条第2項の規定 による評価書の補正をし たときは、当該補正後の 評価書）に法第14条第1 項第7号ハに掲げる事項 が記載されている場合に あつては、その内容に従 い
	事後調査	当該法対象事業に係る法 第2条第1項の環境影響 を把握するための調査
第31条 第2項	事業者	法対象事業者
	事後調査	調査

	事後調査報告書（以下「報告書」という。）	調査報告書
第31条 第3項	事業者	法対象事業者
	報告書を作成した	第34条第2項において準用する前項の調査報告書（以下「調査報告書」という。）を作成した
	関係市町村長	法第15条の関係市町村長
	報告書を送付しなければ	調査報告書を送付しなければ
第31条 第4項	報告書	調査報告書
第31条 第5項	報告書	調査報告書
	事業者	法対象事業者
第31条 第6項 及び第 37条第 1項	事業者	法対象事業者
第37条 第1項 第1号	この条例	第34条第2項において準用する第30条又は第31条
	環境影響評価、事後調査	第34条第2項において準用する第31条第1項の調査
第37条 第1項 第4号	報告書	調査報告書
第37条 第1項 第5号	第31条第5項	第34条第2項において準用する第31条第5項
第37条 第1項 第6号	第39条	第34条第2項において準用する第39条
第37条 第1項 第7号	第40条第1項	第34条第2項において準用する第40条第1項
第37条 第2項 及び第 3項	事業者	法対象事業者
第39条	事業者等	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
	環境影響評価、事後調査	第34条第2項において準用する第31条第1項の調査

第40条 第1項	事業者	法対象事業者
	対象事業	法対象事業
	環境影響評価、事後調査	第34条第2項において準用する第31条第1項の調査

(県及び市町村との連絡)

第38条 事業者及び都市計画決定権者（以下「事業者等」という。）は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、県及び関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれらに協力を求めることができる。

(適用除外)

第44条 第4条から第42条までの規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

(県及び市町村との連絡)

第38条 事業者及び都市計画決定権者（以下「事業者等」という。）は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、県及び関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれらに協力を求めることができる。

(適用除外)

第44条 この条例の規定は、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌の汚染については、適用しない。

2 第4条から第42条までの規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第7条、第15条又は第23条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る新潟県環境影響評価条例第5条第1項に規定する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、同条例第13条第1項に規定する環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）又は同条例第21条第2項に規定する環境影響評価書について適用する。
- 改正後の第7条の2（改正後の第16条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。
- 改正後の第34条第2項の規定は、施行日以後に行う環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に係る公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。
- 施行日前に新潟県環境影響評価条例第2条第2項に規定する対象事業に係る環境影響評価の手続が開始された場合においては、当該対象事業に係る放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌の汚染については、改正後の同条例の規定にかかわらず、なお従

前の例による。